

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 63 R1
提出年月日	令和 4 年 4 月 27 日

準拠規格及び基準に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別63 R0】の改訂版（R1）である。
改訂内容を以下に示す。

- 添付1 No.16の準拠規格及び基準（建築基礎構造設計指針）の適用内容について、適切な内容（基礎の応力評価等について当該規格を適用する。）に修正した。
- 添付1の適用対象施設について、個別の設備及び機器と読み取れる表現になっていたため、基本設計方針で示される設備を含めた各施設の設計において適用される準拠規格及び基準であることがわかるように修正した（個別設備及び機器の名称削除及び法令の追加）。
- その他、体裁修正。

※【濃縮個別63 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 準拠規格及び基準の記載方針	1
2.1 基本方針	1
2.2 法令以下の施行令，規則，告示等の記載程度の整理	2
3. 本申請での申請内容	2

添付 1 本申請に係る準拠規格及び基準の適用内容，適用対象施設等について

添付 2 添付書類の具体的な評価，計算で用いている準拠規格及び基準一覧

1. 概要

本資料は、本申請の本文に記載の「準拠規格及び基準」の記載方針及び記載内容について説明するものである。

2. 準拠規格及び基準の記載方針

2.1 基本方針

- ・準拠規格及び基準は、事業変更許可申請書との整合及び技術基準への適合性の観点から、申請対象設備の設計、製作等に使用する規格及び基準を記載するものとし、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう変更前後表の形式とする。
- ・上記については、「適合すべき基準に関連する炉規制関連法令」及び「技術基準に規定される性能を満足させるための基本的なもの」とし、「技術基準規則解釈」に引用されるもの等とする。

例：炉規法、炉規則、技術基準規則、JSME、JEAC、JEAG、JIS、ASME 他

- ・設工認申請書の「準拠規格及び基準」に記載する規格及び基準名等は下表のとおりとなる。

規格及び基準の種類		規格及び基準名	対象施設・設備
全施設共通	炉規法等の基本規格類	炉規法、炉規則、技術基準規則、労働安全衛生法、日本産業規格（JIS）等	全施設
	耐震設計を行う際に準拠する規格類	建築基準法、鋼構造設計規準－許容応力度設法－、建築設備耐震設計・施工指針、各種合成構造設計指針・同解説等	全施設※1
施設個別	火災の検知、消火に関わる規格類	消防法、消防法施行令	その他の加工施設（非常用設備）
	電気設備の設計に用いる規格類	電気事業法、日本電気工業会規格（JEM）、電気設備に関する技術基準を定める省令	その他の加工施設（非常用設備）
	UF ₆ を大気圧以上で取り扱う設備に適用される規格類	高圧ガス保安法	濃縮施設（均質・プレンドイング設備）
	消火剤を大気圧以上で取り扱う設備に適用される規格類		その他の加工施設（非常用設備）
	一般産業規格以外の規格	Deutsches Institut für Normung（DIN：ドイツ規格協会）	濃縮施設（UF ₆ 処理設備）
ANSI又はISO規格、ASME、ASTM		核燃料物質の貯蔵施設（貯蔵設備）	

※1：建物又は設備・機器かによって適用規格及び基準は異なる。

- ・なお、記載にあたっては、具体的な規格及び基準番号、名称及び制定又は改訂年度も含めたものとする。

2.2 法令以下の施行令，規則，告示等の記載程度の整理

全社共通06の方針において，準拠規格及び基準については，設工認申請書の本文と添付書類に記載するとしている。書き分けとしては，基本設計方針，仕様表等に係る基本的なものは，本文の準拠規格及び基準に記載し，添付書類の具体的な評価，計算で用いているものは，添付書類の準拠規格及び基準に記載すると整理している。

3. 本申請での申請内容

上記方針を踏まえた設工認申請書の本文の「準拠規格及び基準」について，適用内容，適用対象施設等を整理したものを添付1に示す。また，添付書類の具体的な評価，計算で用いている準拠規格及び基準の一覧を添付2に示す。

本申請に係る準拠規格及び基準の適用内容、適用対象施設等について

No.	準拠規格及び基準		適用内容、適用対象施設等					
	変更前	変更後	設工認関連箇所		廃棄施設	その他の加工施設		
1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)	変更なし	適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
2	建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)		建物及び設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
3	建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号)		建物及び設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
4	労働安全衛生法 (昭和47年6月8日法律第57号)		建物及び設備の工事に於いて適用する規格等として、各施設に対して適用する。		工事の方法	○	○	
5	核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和41年7月19日総理府令第37号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
6	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第17号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
7	加工施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日原子力規制委員会規則第6号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
8	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
9	日本産業規格 (JIS)		建物及び設備の設計製作に適用する規格等として、各施設に対して適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
10	日本建築学会 2005年 鋼構造設計規準 —許容応力度設計法—		建物及び設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。 建物(鉄骨造)においては、一次設計の柱梁等のフレームの応力評価等について当該規格を適用する。 また、耐震設計における許容応力等について当該規格を適用する。		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1	○	○	
11	日本建築センター 2014年 建築設備耐震設計・施工指針 2014年版		設備の耐震設計において適用する規格等として、各設備に対して適用する。 耐震設計における許容応力等について当該規格を適用する。		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1	○	○	
12	日本建築学会 2010年 各種合成構造設計指針・同解説		設備の耐震設計において適用する規格等として、各設備に対して適用する。 耐震設計におけるボルトの許容引抜力等について当該規格を適用する。		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1	○	○	
13	発電用原子力設備規格 材料規格 JSME S NJ1-2012		1G設計を行う設備に適用する規格等として、各設備に対して適用する。 耐震設計における各設備の塑性域の許容応力等について当該規格を適用する。		基本設計方針、仕様表等	○	○	
14	日本建築学会 1999年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説		既認可の建物の耐震設計において適用する規格等として、当該建物に対して適用する。 建物(鉄骨造)においては、一次設計の下部構造(マッドスラブ等)の応力評価等について当該規格を適用する。 ※2		— ※2	—	— ※2	
15	—		日本建築学会 2010年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	建物の耐震設計において適用する規格等として、新設建物に対して適用する。 建物(鉄骨造)においては、一次設計の下部構造(マッドスラブ等)の応力評価等について当該規格を適用する。 ※3		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1※3	—	○ ※3
16	日本建築学会 2001年 建築基礎構造設計指針		変更なし	建物の耐震設計において適用する規格等として、当該建物に対して適用する。 耐震設計における建物の一次設計の基礎の応力評価等について当該規格を適用する。		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1	—	○

(つづき)

No.	準拠規格及び基準		適用内容、適用対象施設等				
	変更前	変更後	設工関連箇所		廃棄施設	その他の加工施設	
17	日本建築センター 1989年 地震力に対する建築物の基礎の設計指針	変更なし	建物の耐震設計において適用する規格等として、当該建物に対して適用する。耐震設計における建物の一次設計の基礎の応力評価等について当該規格を適用する。		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1	—	○
18	日本建築学会 2017年 鋼構造塑性設計指針		建物の耐震設計において適用する規格等として、当該建物に対して適用する。 建物（鉄骨造）においては、二次設計の柱梁等の保有水平耐力の算定について当該規格を適用する。		Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書 ※1	—	○
19	消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)		消防法に基づき設計を行う建物及び設備に適用する規格として、当該施設に対して適用する。		基本設計方針等	—	○
20	消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号)		消防法に基づき設計を行う建物及び設備に適用する規格として、当該施設に対して適用する。		基本設計方針等	—	○
21	・電気事業法 (昭和39年7月11日法律第170号)		非常用設備（非常用電源設備）の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。		— ※2	—	— ※2
22	・日本電気工業会規格（JEM）		非常用設備（非常用電源設備）の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。		— ※2	—	— ※2
23	・電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年3月27日 通商産業省令第52号)		非常用設備（非常用電源設備）の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。		— ※2	—	— ※2
24	・高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)		大気圧以上で消火剤（ハロン1301及び二酸化炭素）を取り扱う非常用設備（消火設備）のポンペの設計制作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。		— ※2	—	— ※2

※1：既認可の設工認において、本文の準拠規格及び基準に記載していたものは、添付書類の具体的な評価、計算で用いているものであっても、記載箇所は変更せずに本文の準拠規格及び基準に記載する。

※2：既認可の設工認において、既設の建物・設備に適用する規格及び基準であり、本申請において、当該規格及び基準を準拠する建物・設備はない。

※3：本申請において、新設する建物（B ウラン濃縮廃棄物建屋）については、建築基準法、同施行令及び告示の改正を反映した2010年版を適用する。

添付書類の具体的な評価, 計算で用いている準拠規格及び基準一覧

No.	設工認 添付書類 準拠規格及び基準 ※1	設工認関連箇所
1	・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定)	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
2	・消防法施行規則 (昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)	V-1-1-3 加工施設の火災防護に関する説明書

※1: これらの準拠規格及び基準については, 添付書類の各説明書の「○. 準拠規格及び基準」の項において記載する。